

第20回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年2月25日(木) 9時30分～9時58分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号 非農地証明願いについて
議案第10号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただ今から第20回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、6番 尻無濱 俊幸委員、7番 高原 熊夫委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第20回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承を願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。2月9日、出水市の鶴の里で開催された出水地区青年農業者会議に私の方が出席いたしております。

また、15日には鹿児島いずみ農業協同組合の農政協議会に出席し、16日には私以下、農業委員6名と久保田次長でさつま町のJA北さつま本所で開催された、北薩地区農業委員研修会に出席をいたしました。

また、坂口輝美委員が、2月8日に長島町で開催された薩摩出水支部女性農業委員研修会に出席されております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第7号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は3件であり、所有権移転が3件であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、2月16日に2番委員及び9番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1所有権移転について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は〇〇 〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇さんであります。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、そら豆の生産を行い、年間280日程度農業に従事されています。

申請地はそら豆を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号2の所有権移転について、地図は2ページから4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、季節野菜の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は、果樹・季節野菜等を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号3の所有権移転について、地図は5ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は亡〇〇 〇〇氏の相続財産管理人の弁護士である〇〇 〇さんであります。

申請人は、〇〇〇区にお住いの〇 〇〇さんであります。

〇さんは現在、肥育牛の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は飼料作物を生産するというものであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 輝美)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

2月16日に9番委員及び事務局職員と、現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地はいずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5 議案第8号
農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)
おはようございます。

それでは、議案第8号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

2月16日に2番委員及び9番委員と事務局職員で現地調査並びに協議をいたしました。

なお、整理番号2・3・4につきましては、○区土地区画整理区域内農地で原則許可地でありますので、現地調査は省略をいたしました。

それでは、整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1は、一般住宅への所有権移転です。

地図は6ページで、市営○○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がりや規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、○区にお住まいの○○ ○○・○○さん夫妻です。

○○さん夫妻は現在借家住まいですが、家族が増え手狭となってきたため申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、地番○○○○－18の西側は宅地、地番○○○○－11の西側は市道、他は畑及び通路でございました。

申請地は現状のまま使用されますが、南側の畑が2m程低くなっているため、防護柵を設置されます。

排水等は浄化槽で処理後、申請地に沿って設置されている既存の側溝を通し、西側の市道側溝へ流されます。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は一般住宅への所有権移転です。

地図は7ページで、○○○○○近くになります。

申請地は○区土地区画整理事業の施行地で、第3種農地の土地区画整理区域内農地であり、原則許可地であります。

申請人は、○区にお住まいの○○ ○○さんです。

○○さんは現在借家住まいですが、手狭となってきたため、申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、南側宅地、北側市道、他は畑でございました。

申請地は現状のまま使用されます。

排水等は浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は一般住宅への所有権移転です。

地図は8ページで、○○○○○○○○○○○○○○○○近くになります。

申請地は、○区土地区画整理事業の施行地で、第3種農地の土地区画整理区域内農地であり、原則許可地であります。

申請人は、○○○区にお住まいの○○ ○○さんです。

○○さんは現在借家住まいであります。子どもが大きくなり手狭となってきたため、実家に近い申請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側及び西側市道、他は畑でございました。

申請地は現状のまま使用されます。排水等は浄化槽で処理後、北側の市道側溝に流されます。

次に整理番号4につきまして、整理番号4は一般住宅への使用貸借権設定です。

地図は9ページで、○○○○○○○○○○○○○○近くになります。

申請地は、○区土地区画整理事業の施行地で、第3種農地の土地区画整理区域内農地であり、原則許可地であります。

申請人は、○○市にお住まいの○○ ○○・○○○さん夫妻です。

○○さん夫妻は、現在借家住まいであります。家族が増え手狭となってきたため、親の土地を借りて自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側畑、東側雑種地、南側宅地、西側市道でございました。

申請地は現状のまま使用されます。

排水等は浄化槽で処理後、西側の市道側溝に流されます。

次に整理番号5につきまして、整理番号5は駐車場への所有権移転です。

地図は10ページで、○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がり規模が10ha未満の生産性の低い第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、申請地南側の宅地に新しく〇〇を建築されている途中ですが、現在確保できている駐車台数では不便であるため、申請地を10台分の駐車場として利用されたく申請されたものです。

申請地周囲は、北側畑、東側県道、南側及び西側が宅地でありました。

申請地は県道より1.3m程高くなっているため、県道と同じ高さになるよう切り土を行い、土砂流出等がないよう法面保護を行います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 提樹)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告をいたします。

2月16日に、2番委員と事務局職員で現地調査及び協議をいたしました。

整理番号2から4につきましては、〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地であるため、現地調査は省略しております。

それでは、整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきましては、申請地周囲は西側宅地及び市道、他は畑及び通路でございました。

周囲に耕作農地は無く、影響も無いため許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2につきましては、申請地は〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でございます。

申請地周囲の農地は北側市道、南側宅地であり、他は畑でございました。

周囲に耕作農地は無く、影響も無いことから許可相当であると協議いたしました。

整理番号3につきまして、申請地は〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でございます。

申請地周囲は北側及び西側市道、他は畑でございました。

周囲に耕作農地は無く、悪影響も無いことから許可相当であると協議いたしました。

整理番号4につきまして、申請地は〇区土地区画整理区域内農地で、原則許可地でございます。

申請地周囲は、北側畑、東側雑種地、南側宅地、西側市道でございました。

周囲に耕作農地は無く、影響も無いことから許可相当であると協議いたしました。

整理番号5につきまして、申請地に隣接する農地は北側畑、東側県道、南側及び西側宅地でございました。

切り土をされますが、法面保護をされることから周囲への影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第9号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第10号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

それでは、議案第10号 平成28年農用地利用集積計画書第2号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成28年3月1日となります。

それでは、1ページをお開きください。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第10号 平成28年農用地利用集積計画書の第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上で提案された議案は全て終了いたしました。

その他に皆さん方から報告等がありましたならお願いいたします。

2番委員 (坂口 輝美)

先ほど議長がおっしゃいましたように、2月8日に女性農業委員研修会に参加しました。

これは、阿久根市、出水市、さつま町、薩摩川内市、長島町の女性の農業委員の研修でありまして、持ち回りでされるということです。

来年は阿久根が担当になりそうですので、その節はご協力をお願いします。だいたい2月頃に行われるようですので、すみませんが、よろしくお願いします。

事務局長 (谷口 義美)

お手伝いをするとした時に、どんな手伝いをすればよいのでしょうか。

2番委員 (坂口 輝美)

昨年行った時は6次産業をされたところで、会員ではなかったのですが、茶を利用して化粧品等を作って加工していらっしゃるところでした。

今年は長島の町でされていらっしゃるメガソーラーですか、そこを視察して、それから会員でレガーレワキタで6次産業でお菓子を作っていらっしゃる、そこを視察しまして、食事会で交流会をして情報交換をしました。

今までに私は2回出席をしましたが、そのような方法でした。

議長 (田嶋 輝男)

レガーレワキタは水道屋さんですよ。

2番委員 (坂口 輝美)

ご主人が水道屋で、奥さんが6次産業を立ち上げられて、奥さんがそれをされています。

だいぶ有名なお菓子で、山形屋でも販売されているようです。

そういうことで、よろしく申し上げます。

ちなみに、今回は長島町のバスを利用して行いましたので、その点もよろしく申し上げます。

事務局長 (谷口 義美)

出席者は全部で何名ほどでしょうか。

2番委員 (坂口 輝美)

12名ほどですが、今年は10名参加でした。

また、農業委員会事務局がさつま町と薩摩川内市が出席していました。

また、来年は会長の出席もよろしく申し上げます。あいさつもお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

ほかに皆さんから何かありますか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局は、ありませんか。

事務局（久保田真一郎）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 5 8